

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社に正社員として雇用され、B所在のC店（以下「事業場」という。）において店員スタッフとして業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月頃から仕事の失敗についてのアドバイスや注意を受けていたが、同年○月から同年○月には、ほぼ毎日先輩スタッフに帰り際に呼び止められて説教をされ、同年○月末からは自殺も考えるようになったという。

請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し、翌○日にはE病院に受診し、「適応障害 混合性不安抑うつ反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、F及びG両医師による平成○年○月○日付け意見書を踏まえた上で、請求人は、平成○年○月上旬にICD—10診断ガイドラインにおける「F43.22 適応障害 混合性不安抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度の

もの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、先輩からのいじめによる心理的負荷が原因で本件疾病を発病した旨主張するので、以下検討する。

(イ) 請求人は、H及びI（以下「Hら」という。）から執拗に説教を受けたものであり、これはいじめや嫌がらせであると主張する。

当審査会としては、一件記録を精査するも、各関係者の申述及び証拠から、請求人に対するいじめや嫌がらせがあったという事実を確認することはできず、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事の類型「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当であると判断する。

Hらの言動について、その内容と経緯について精査したが、その多くは、請求人の接客態度、金銭管理、顧客の注文内容の同僚への伝達等に係る基本的な対応について、指導後も改善が認められないために、メモを取ることを勧めるなど、請求人の職務能力の改善のために行われたと考えられるものであり、一般的な業務指導の範囲内にあるものと考えることが相当である。また、請求人と同僚との間で周囲から客観的に認識されるような対立も生じていないことから、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、平成○年○月○日にHから受けた説教が特に厳しいものであった旨主張していることから、同日の事実関係については特に内容を精査した。

同日のことについて、Jは、要旨、「Hは、23時頃に棚卸しが終わった後、請求人を呼び止め、少し責めるような感じで話をしていた。Hは請求人に淡々とした口調で注意をし、請求人は言い訳や反発はしていなかった。1時間弱は話をしていた。」と述べており、Hの請求人に対する指導が1時間程度に及び、その口調もやや厳しいものであったものと推認する。もっとも、Hが請求人に対して指導を行った理由は、顧客からの自動車の異音発生に係る点検依頼について、請求人が軽微な点検内容に勝手に

変更して点検担当者へ伝達したことに端を発するものであると認められるところ、誤った伝達は、顧客の安全にも関わる可能性もあったと考えられるものであり、Hの指導は、業務上、必要であったと考えることが相当であり、当審査会としては、一般的な業務指導の範囲を超える内容とは認められないものと判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

業務以外の心理的負荷については、特に評価すべき事項は認められない。

個体側の要因についてみると、F及びG両医師による上記意見書では、本人の能力からみて、事業場での業務が困難であった可能性が高いと述べられている。

エ 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」の出来事が1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。